

## 令和5年3月27日から、有料道路割引制度が一部改正されます

### ①登録していない自動車でも割引が受けられます。

“有料道路割引制度”の利用申請は必要ですが、その申請を行うことで、対象自動車であれば何でも割引が受けられます。

◆対象自動車…乗用・貨物・特殊用途・二輪

New! → レンタカー・タクシー・福祉有償運送車両・借用自動車

※営業車不可 ※第二種の方はタクシー・福祉有償運送車両不可

◆利用方法…現金等支払いなら有人レーン等で手帳を提示し清算します。ETCカード(誰の名義でもOK)で支払う場合、入口はETCレーンをノンストップで通過し、出口では有人レーン等で係員に手帳を提示し、「障害者割引を利用する。支払いはETCカードで。」と伝えて清算します。(入口と出口の流れは逆になる可能性があります。)

※詳細は、各種案内をご確認ください。

### ②ETCレーンをノンストップ通過したい場合、従来通りETCカードの登録が必要です。

上記の方法では、必ず1度は有人レーン等で止まり、清算しなければなりません。

従来通り、1台の自動車、その自動車のETC車載器、本人名義のETCカードを登録することで、ETCレーンをノンストップで通過することができます。

※未成年者は親権者名義のETCカードでOK

※対象自動車など詳細に関しては、各種案内をご確認ください。

### ③オンライン申請ができるようになります。

ノンストップ走行を希望し、ETCカードの登録をされる方は、窓口での申請に加えてオンライン申請が可能です。申請フォームについては、案内に載っていますのでご確認ください。

※本人がマイナンバーカードを所持しており、マイナンバーカードを読み取れるスマホやICカードリーダー付PCを用意できる場合のみ。